

作業會計法中改正法律案外一件特別委員會會議事速記録第一號

(三〇)

付託議案

海軍工廠資金會計法中改正法律案

委員氏名

- | | | |
|------|-------|------|
| 委員長 | 伯爵川村 | 鐵太郎君 |
| 副委員長 | 子爵稻垣 | 太祥君 |
| | 子爵大河内 | 正敏君 |
| | 石塚 | 英藏君 |
| | 男爵外松 | 孫太郎君 |
| | 石黒 | 五十二君 |
| | 福永 | 吉之助君 |
| | 鎌田 | 勝太郎君 |
| | 田中 | 清文君 |

大正八年二月十八日(火曜日)午前十一時十九分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キマス、一應... 是ハ作業會計法ノ方カラ先キニ御願ヒシタ方ガ宜イダラウト思ヒマスガ、引續イテ海軍工廠ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(久野工君) 作業會計法中改正法律案ノ要領ハ、前議會ニ於キマシテ御協賛ヲ仰ギマシタ通り、平塚ニゴザイマスル日本爆發物株式會社ヲ海軍ニ買収イタシマシテ、火藥ノ製造ヲ大正八年度カラ直營セントスルノデゴザイマス、是ハ事業ノ性質上作業會計ヲ以テ經營スルノヲ至當ト認メマシテ、法律中ニ之ヲ八レマシテ、其資本金ヲ二百萬圓ト定メタイト云フノデゴザイマス、御參考ノ爲ニ説明書ヲ書キ物ニシテ用意イタシテ居リマスカラ、之ヲ一應御配

リ致シマシテ、アトデ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、御承知ノ通り海軍ニ於テ使ヒマスル火藥ハ大別イタシマシテ無煙火藥ト下瀨火藥ト、サウシテ極ク少量ノ普通ノ黑色火藥ヲ使フノデアリマス、無煙火藥ハ從來ハ平塚ノ、唯今申上ゲマシタ日本爆發物株式會社ヲ製造セシメ、ソレヲ買テ居リマス、ソレカラ下瀨火藥ハ造兵廠ノ一部トナシテ居リマスカラ、今度ノ火藥所ハ無煙火藥ト下瀨火藥ト兩方共併セテ一ツノ作業ヲ經營シヤウトスルノデゴザイマス、固ヨリ下瀨ハ王子ノ近クニゴザイマスノデ、場所ヲ移スト云フノデアリマセヌガ、一ツノ作業ノ下デ一絡ニ經營シヤウト云フ趣意デゴザイマス、作業會計ノ要領ハ、一般ノ作業會計ト大體同ジデアリマシテ、歳入ハ作業上カラ生ズル收入ト

及附屬ノ雜收入ヲ以テ致シマス、歳出ハ從業員ノ俸給、事務所費、職工入夫ノ費用、作業用器具機械ノ維持修理及補充ノ費用、諸材料ノ購入代、器械器具購入代、作業用備品消耗品、土地建物其他ノ維持修理及補充費等デゴザイマス、其外一般ノ會計ノ取扱振リハ略、一般會計ト同様ニナルノデアリマス、資本金ヲ大體總額ヲ二百萬圓ト云フ限度ニ致シマシテ、毎年度此會計カラ生ジマスル利益ヲ目安ト致シマシテ、七十萬圓位ト見當ラ附ケテ居ルノデゴザイマスガ、其七十萬圓ヲ毎年度一般會計カラ繰入レマシテ、大正十年度ニ至リマスカラ、所定ノ二百萬圓ニ達セシメタイト云フ計畫デゴザイマス、續イテ... 海軍工廠資金會計法中改正法律案ハ、同法第二條ノ海軍工廠資金九百五十萬圓トアリマスノヲ二十萬圓ト致シタイト云フノデゴザイマス、海軍工廠資金會計法ハ御承知ノ通り明治三十八年ノ公布デゴザイマシテ、資本金ハ明治四十二年度ニ至リマシテ法律所定ノ通り九百五十萬圓ニ達シタノデゴザイマス、然ルニ近年造船、造兵ノ事業ガ膨張イタシマスニ伴ヒマシテ、材料物品ノ中デ外國カラ供給ヲ受ケマスルモノ、又内國ニ於キマシテ調辦イタシマスモノニ付キマシテモ、製作ニ長年月ヲ要スルモノ、即チ貯蓄ヲ要スル額ガ著シク増シマシテ、是ガ資本金ハ十數年前ノ既定額ヲ以テ致シマシテハ、平生ノ事業經營ノ爲メニ運轉ガ困難デアリマス、殊ニ在庫品即チ出師準備ニ要スル物ノ關之ト云フコトニ付キマシテハ、一朝有事ノ際ニ寒心スベキ差支ガゴザイマスノデ、是非共ニ二十萬圓ニ改訂イタシマス、サウシテ其テ金額ハ毎年度此特別會計ヨリ生ジマスル利益ヲ目安ト致シマシテ、漸次一般會計カラ繰入レタイト云フノゴザイマス、是ヨリ資本金ヲ二十萬圓ト致シマシテ理由ニ付キマシテ稍細カニ一應申上ゲテ見タイト思ヒマス、資金會計ノ歳入歳出ノ決算ノ平均ヲ見マスルノニ、明治四十二年年度即チ最近ノ決算ト比較イタシテ見マスルト二倍半ニ増加致シテ居リマス、又資金會計ノ經由致シマセヌモノ、即チ海軍省ノ所管經費ヲ直接ニ買ヒマシタ材料ノ金額ハ、明治四十二年年度ト大正六年度ト比較致シテ見マスルト六倍ニナリテ居リマス、資本金會計ノ歳入決算額ト海軍省經費ノ直買イタシマシタ材料ノ價額ト合計イタシマシテ、之ヲ四十二年年度ト六年度ト比較イタシテ見マスルト三倍強トナシテ居リマス、資金會計ガ海軍省所管經費カラ前受テ致シマシタ

材料ノ代價テ未精算ノ高ハ明治三十八年度以來整理ヲ致シマシテ漸次減テ居リマスカ、即チ明治四十四年度迄ニナリマシテ僅カ四十五萬圓ト云フモノニ過ギマセヌデアリマスガ、大正六年度ニ至リマシテ再ビ増加イタシマシテ實ニ三百四十四萬圓ニナリマシタ、一體此資金會計ハ海軍省所管經費カラ前受テ致シマスト云フコトハ、申シ換ヘテ見マスレバ資金會計ハ借入ヲシマスノデ、資金ノ前金ニ屬スルト云フ一ノ事實デゴザイマス、是等ノ資金會計ノ狀況カラ見マシテモ資金額ニ附屬スルト云フコトハ分カルノデアリマスガ、尙ホ一般會計ノ造船造兵事業費豫算其モノヲ見マシテモ大正六年度ノ豫算ハ一切ノ科目ヲ通ジマシテ約一億二千八百餘萬圓ニナシテ居リマス、之ヲ明治四十四年度ノ四百餘萬圓ニ較ベマスカラ實ニ約三倍強ニナシテ居リマス、是等ノ色々ノ事實ヲ通覽シテ考ヘテ見マスルト、要スルニ海軍ヲ使フ海軍ノ造船造兵事業費ノ材料費用ハ何レカラ見マシテモ三倍以上ニナシテ居ルト云フコトヲ否定スルコトハ出來ナイト存ジマス、依テ此際資本金ヲ増額イタシマスルコトハ緊急差置キ難イモノト考ヘルノデアリマシテ、前ニ申上ゲマシタ條項ヲ參酌イタシマシテ其金額ヲ二千萬圓ト致シタノデアリマス、サウシテ前ニ申上ゲマシタ通り、此特別會計カラ生ジマスル毎年度ノ益金ヲ標準ト致シマシテ二千萬圓ニ達シマスル爲ニハ大正八年度ヨリ始メマシテ年々百萬圓、百十萬圓、百二十萬圓ト出シテ行キマシテ、此割合デ大正十六年度ニナレバ所定額ニ達スルト云フ見込デアリマス、兩法案共ニ實際ノ必要ニ迫テ居ルノデゴザイマスカラ、何卒御協賛ヲ得タイト次第デゴザイマス

○石黒五十二君 海軍省ノ政府委員ニ御尋ネ致シマス、無論下瀨火藥ト言ヒ又平塚ノ綿火藥ト言ヒ最モ必要ナルモノトカラ此案モ出タ次第デアリマスガ、最近ニ致リマシテ此火藥類ノ中ニ、今度ノ戰役ニ鑑ミマシタナラバ空中ヨリ落シマスル所ノ爆發彈又ハ水中ニ落シマシタ所ノ「デブス」、チヤージト言ヒマスガ、是等ニ要シマシタ所ノ火藥カラ致シテ、今後兩氏ノ火藥ノ上ニ或ル改良ヲヤルト云フ事柄モ何カ現ハレ來タコトデアリマセヌデアリマスガ、此戰役ニ鑑ミマシテ改良ノ上ニ改良ヲ加ヘルト云フヤウナコトデアリマセヌデスカ、若シ何カナンナコトガアツたら一應參考マデニ承ハッテ置キタイ、私ノ承ハリマス趣意ハ御分リデゴザイマスガ、餘リ漠トシタコトデゴザイマスガ、例ヘバ水中デ落シタモノ、空中カラ落シタモノニ鑑ミマシテ、是等ノ火藥ト云フモノハ矢張り

後來維持シテ行クベキ最良ナルモノト云フコトニナルモ
ノト思ヒマスガ、何カ其事ニ付イテ或ハ斯ウ云フコトガアル
ト云フ御考ガアリマシタナラバ伺ヒマス

○政府委員(久野工君) 此點ニ付キマシテハ、確カ衆議
院ノ法律案ノ委員會ニ於キマシテモ議員カラ御質問ガアリ
マシテ海軍大臣ガ答ヘラレテ居リマス、其要領ハ固ヨリ日
進月歩ノ必要ニ應ジテ新ラシイ兵器ハ一般ノニ申シマシテ
利用サレルニ相違アリマセヌノ下瀨火藥ノ如キハ將來共ニ
申シマス、此平塚ノ綿火藥、下瀨火藥ノ如キハ將來共ニ
時々ノ進歩改良ヲ圖ッテ居ルノデゴザイマシテ、將來ニ於キ
マシテモ此火藥ガ時代ニ遲レテイケナクナルト云フ考ハ持ッ
テ居リマセヌ、斯ウ云フヤウナ意味ヲ海軍大臣ハ答ヘテ居ラ
レル、御承知ノ通り平塚ノ會社トノ契約ハ既二十年ニナル
ノデアリマスガ、其ノ契約ノ條項ノ中ニ時々ノ改良即チ英
吉利ノ本國ニ於テ最新ノ發明其他ノ改良ガ火藥ニ於テ起
リマシタトキハソレヲ遲滞ナク我政府ニ提供スルト云フコト
ニナッテ居リマシテ、詰マリ今日ニ至リマシタコトデ、今日ト雖
モ必要ナル改良ハ加ヘ來ッテ居ルト云フコトニナッテ居リマス
○石黒五十二君 下瀨火藥ノ如キ最初發明ニナリマシテ
以來數年經テマシタ、其間ニ餘ホド改良ヲ加ヘラレタト云
フコトデアリマスガ、火藥其モノハ同ジデアリマスケレドモ、何
カ改良ノ途ガ年々變ッテ來テ居リマスガ、製造ノ仕方ハ：
○政府委員(久野工君) 専門技術上ノ事ニ付キマシテハ
私ノ方カラ御満足ヲ御與ヘスルヤウナ御答辯ガ出來ナイカ
モ知レマセヌガ、大體ニ於キマシテ下瀨火藥ト云フモノハ發
明以來大變化ガナイコト、承知イタシテ居リマス

○福永吉之助君 火藥製造廠ノ運轉資本ヲ二百萬圓ト
シテ漸次一般會計ヨリ繰入レルト云フコトニナッテ居リマス
ガ、凡ソ全額ニ達スル迄何年ヲ要スル御見込デアリマスガ、
其點ヲチヨット御伺ヒ致シマス

○政府委員(久野工君) 毎年度七十萬圓デ、總額ガ二
百萬圓デゴザイマスカラ、大正八年度ヨリ始メマシテ十年
度ニ至リマシテ所定額ニ達スルコトニナッテ居リマス

○福永吉之助君 毎年度七十萬圓ツ、繰入レルト云フコ
トニナリマシテ丁度三年ヲ要スルコトニナリマスルヤウニ考ヘマ
スガ、其間製造額ハ運轉資本ガ少ナクレバ、自然製造額ガ
減ルト云フコトニモナラウト思ヒマス、此三箇年ノ間二年々
製造サレル高ト云フモノハ繰入レルベキ其資金ノ増加ニ
伴フテ漸次製造額ヲ増加セラル、譯デアリマスガ、ドウデス
カ、サウデナイ、初メカラ豫定ノ通りニ製造額ヲヤル積リデア
ルト云フコトガアレバ七十萬圓デ足りヌノデアナイカト思フ、
其點ハドウ云フコトニナリマスデアリマスガ、チヨット御伺ヒ
致シタイ

○政府委員(久野工君) 御尤モナ御尋ネト存ジマスルガ、
御承知ノ通り此場合ニハ資本金ガ足りマセヌト云フト、其
時ニ至リ他ノ方法ヲ執ルノ外ナイノデアリマス、一ツノ手段
ト致シマシテハ、資本金ノ足りナイ間ハ經費カラ前受ヲシテ
資本金ノ不足ヲ補フノデアリマス、ト云フ手段ヲ執ルノデア
リマス、ソレカラ今一ツハ此平塚ノ會社カラ買収ヲ致シマス
ル時ニ持込ノ材料ガアルノデアリマス、是ハ初年度ニ於キマ
シテハ直グニ使フノデアリマスカラ、若干ノ餘裕ガ出來ル

○福永吉之助君 先程御伺ヒシキヤウデアリマシタケレド
モ、下瀨火藥製造所ハ平塚ノ火藥廠ニ合併サル、譯デアリ
マスガ、ドウデスカ、矢張り從來ノ通り造兵廠ノ管轄ニシテ
置カル、譯デアリマスガ、ドウデアリマスガ

○政府委員(久野工君) 合併イタシマス、一ツノ作業會
計ニ依ッテ經營スル覺悟デゴザイマス

○福永吉之助君 海軍ニアッテハ同一ノ工業廳デ或ルモ
ノハ作業會計ニ依リ、或ル者ハ資金會計ニ依リ、或ルモノハ
一般會計ニ依ッテ支辨スルト云フヤウナコトニナッテ居ルヤウ
ニ考ヘマスルガ、即チ東京ノ造兵廠ノ如キト云フモノハ一般
會計ニ依ッテ支辨スル、工廠ノ如キト云フモノハ各地ノ
工廠ノ如キモノハ資金會計ニ依リ、或ハ新原ノ採炭所ノ如
キ平塚ノ火藥廠ノ如キト云フモノハ作業會計ニ依リ、同ジ
一省ノ中デ殊ニ同一ノ工業廳デアッテ、御取扱ガ區々ニナ
ッテ居ルヤウニ考ヘルノデスカ、是ハ何カ意味ガアッテ其取扱ガ
異ッテ居ルコトト考ヘマスルガ、其理由ヲ一ツ御説明ヲ願ヒ
タイノデアリマス

○政府委員(久野工君) 御話ノ通り海軍デ經營イタシマ
スル造船、造兵事業及採炭事業、練炭事業、是等ハ大別イ
タシマシテ作業會計ヲ以テ經營イタシマスル、一般經費ヲ
以テ直接經營イタシマスルトニテ様アルノデアリマス、其中
デ簡單ナル作業ハ作業會計ヲ以テ經營スルト云フコトニ
ナッテ居リマス、サウシテ複雑ナル範圍ノ廣イ事業ハ從來ノ
通り長年ノ沿革其儘デ一般會計デアッテ居ルノデアリマス、
去ナガラ事業ノ性質カラ考ヘマシタリ、又時勢ノ進歩ニ伴
ヒマシテ、何時マデモ現狀ヲ維持シテ行クヘキモノデアアルカ
ドウカト云フコトハ大ニ是ハ考究ヲ要スル問題デアリマシ
テ、嘗テ海軍大臣ガ貴族院ノ此委員會ニ於テモ既ニ言明
セラレテ居リマスル通り、海軍ニ於キマシテハ其問題ハ正ニ
研究中デゴザイマス

○福永吉之助君 大藏省ノ政府委員ガ御出ニナッテ居リ
マスガ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 御出ニナッテ居リマス
○福永吉之助君 大藏省ノ政府委員ニ御尋ネ致シマス、
海軍ニアッテハ工業上ノ經營ヲシマスルニ付テ其會計ノ經

費ガ區々ニナッテ、三段ニ分レテ居ル、他ノ各省ニアッテハ：
他ノ各省ノ工業廳ニアッテモ作業會計ニ依ラズ他ノ方法ニ
依ッテ居ル所ガアリマスルカ、ドウデアリマスルカ、ソレヲチヨ
ト伺ヒタウゴザイマス

○政府委員(河田烈君) 御答イタシマスルガ、海軍ノ造
船ト云フガ如キ大事業ニ付キマシテハ見當リマセヌケレド
モ、現ニ遞信省ニ於キマシテ此航路標識用品ナドヲ製造イ
タシテ居リマスルモノガ一般會計ノ方ニ依ッテ支辨イタシテ
居リマスル例ガゴザイマス

○福永吉之助君 今大藏省ノ政府委員ノ御答デ航路標
識：先年アノ方ハ御取止メニナッタヤウニ考ヘマスガ、矢
張り現今トモ引續イテヤッテ居ルコトニナッテ居リマスガ

○政府委員(河田烈君) 取止メト仰セラレマスノハ作業
會計カラ取上ゲタト云フ御話デアリマスガ

○福永吉之助君 イヤ横濱ニゴザイマシタ製作所ハ既ニ
御廢止ニナッタヤウニ考ヘマスガ、サウデアリマセヌカ

○政府委員(河田烈君) 私ハ製作所ノ唯今所在地ニ付
キマシテ唯今記憶ヲ有ッテ居リマセヌ、横濱燈臺局ト申シマ
シタ彼所デ製造イタシテ居リマスル、旁、場所ハ或ハ變リマ
シタカモ知レマセヌガ、現ニ遞信省ニ於キマシテハ自身政府
ニ於テ製造作業ヲ致シテ居リマス

○福永吉之助君 大藏省ノ政府委員ニ御伺ヒ致シマス
ガ、海軍ノ工廠ノ如キ大工場ニ於テハヤッテ居ル例ハ見ナイガ、
遞信省ノ如キト云フ所デハ經費ノ支辨ニ依ッテ製作シテ
居ルト云フコトト心得テ居ルト云フコトデアリマスガ、海軍
ノ工廠ノ如キ大資本ヲ要スル大工場ニ向ッテ、資金法ニ依
テアノ經營ガ出來ルモノデアアルカドウカト云フコトニ付テハ
此作業會計ヲ提案サル、ニ付キマシテ餘程御吟味ニナッタ
コトト考ヘマスルガ、大藏省ノ御所見ハ如何ナモノデアリマ
スカ、此點ヲ一ツ大藏省ノ政府委員ノ御答ヲ御伺ヒ致シマ
ス

○政府委員(河田烈君) 海軍ノ工廠ノ如キ大規模ノ作
業ニ付キマシテ作業會計ヲ別ニ設置シテヤルコトガ出來ル
カ、或ハ單一資金會計ヲ以テ出來ルカト云フコトニ付テ今
回ノ火藥廠特別會計設置ニ當リマシテ十分ナル研究ヲシ
テ居ルノデアラウト云フ御話デアリマスルガ、十分ナル精
細ナル研究ヲ盡クカドウカト云フコトデアハ、甚ダ恐縮ノ次
第デゴザイマスルガ、政府ニ於キマシテハ此海軍ノ工廠ノ如
キ特別會計ニスルシナイハ、餘程考究ヲ要スルコトデアリ、
唯今ノ海軍當局カラ御答申上ゲマシタル通り、沿革上デハ今
日斯ウ云フ状態ニナッテ居リマスルケレドモ、寧ろ相當ノ變革
ヲ加ヘルノガ至當デハナイカト考ヘテ居リマスル、何レ早晚相
當ナル方法ヲ以テ變更ヲ加ヘネバナラヌコトニナリハシナイ

カト思ッテ居リマス

○福永吉之助君 海軍省ノ政府委員ニ御尋ネシタイデスガ、工廠資金ノ此運轉資金ノ増加ニ付キマシテハ倍以上ノ増額御要求ニナリテ居リマスガ……

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) チヨット福永君、之ヲ私ハ申シ殘シマシタガ、質問ノ順序トシテ作業會計法ヲ先キニ致シマシテ、ソレカラソレガ濟ミマシタ所ノ海軍工廠ノ方ニ移ッテ方ガ混雜シナイデ御質問ヲ御ヤリ易クハナイカト……作業會計ノ方ハ全ク御濟ミニナリマシタカ

○福永吉之助君 イヤ實ハ此作業會計ト關連シテ居ル點ダケヲ御尋ネテ……

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 其御心持デ……

○福永吉之助君 承知イタジマシタ、既ニ數年後、二十萬圓ニ達スルマデハ數年ヲ要スルコト考ヘマスガ、少クモ其間ハ作業會計工廠資金ヲ改正スルコト云フ御見込、ハナイノデアリマスカ、ドウデアリマスカ、其點ヲ御伺ヒシタイ

○政府委員(久野工君) 前申上ゲマシタ通り重要ナ問題ト考ヘマシテ研究シテ居ル最中デアアルノデアリマス、其結論ガ果シテ作業會計ニ付スルコト云フコトニナリマスカ、現状ノ儘デアリト云フコトニナリマスカモ、今日ハ言明シテ申上ゲル時期ニ達シテ居リマセヌノデアリマス、況ンヤ何年ヲ期シテサウスルコト云フコトハ此所デ申上ゲ兼ネルノデアリマス、即チ現在ノ法律ガアリマス間ハ此法律ヲ實際ニ差支ヘノナイヤウニシナケレバナラヌノデアリマシテ、作業會計ニスルカ、セヌカガ問題デアアルニ拘ラズ、唯今法律ノ立前ノ二十萬圓ヲ必要トスル、斯ウ考ヘタ次第デアリマス

○福永吉之助君 今政府委員ノ御答辯デゴザイマスガサウシマスルコト此數年後ヲ要シテ二十萬圓ノ額ニ達スル、其間ニ作業會計ニ付イテ研究中デアアルガ、若シ作業會計ヲ改メルト云フコトデアレバ此年限ノ範圍内ト雖モ詰リ作業會計ニ改メルト云フコトハナルト心得ヘテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(久野工君) 固ヨリ其通りデアリマス、第一法律カラ改正ヲ要スルノデアリマシテ、資本金ノ問題モ當然サウナルコトト……

○福永吉之助君 尙ホ御伺ヒ致シタイノデアリマスガ、此作業會計、イヤ資金會計ノ如キ今日ノ取扱方ニ付テ、又ハ一般會計ニ依テ支辨スル所ノ造兵廠ノ取扱方ニ付テ、少シ御尋ネシタイノデスガ、例ヘバ海軍省ノ艦政局カラ吳ノ工廠ニ向テ大砲ヲ注文スル、其場合ニ方テ若シ其大砲ガ出來上テテ試射シタ結果、不合格ニナルト云フ場合ガ起ル、其場合ニハドウ云フ扱ヒヲ爲サルノデアルカ、作業會計デ是ガアレバソレヲ缺損ニ立テルト云フコトガ出來ル、作業會計デナク、マダ資金會計法ニ依テトナテ居リマス、其決濟法

ハドウ云フ方法ニ依テヤラレルカト云フコトヲ伺ヒタイ

○政府委員(久野工君) 其ヤリ方ハ福永君ノ御在職當時ト同様デアリマス、即チ經費ガ損失スルノデアリマス

○福永吉之助君 經費ガ損失スルコト云フコトデアリマスレバ、大砲ノ例ヘハ十門拵ヘル、其中ノ半數ガ不合格ニナレバ百萬圓ノモノガ其儘缺損ニナル、五門造ルベキ所ヲ全クンレガ出來ナカケレバナラヌモノデアアル、其場合ニドウナルカ、モ其大砲ハナケレバナラヌモノデアアル、其場合ニドウナルカ、サウシテドウ云フ風ニ缺損ノ經費ノ缺損ヲ立テルカト云フコト、ドウ云フ風ニシテ其缺損ヲ立テルコトニナテ居ルカ

○政府委員(久野工君) 大砲ノ例デアリマス、何デモガ、一般會計デアリマス、一番若シ軍艦ノ例デアリマス、同ジコトデアリマスガ、一番若シ軍艦ノ例デアリマス、即チ軍艦製造費ヲ以テ造リマス軍艦ハ幾ツモアリマス、其第一回ノ軍艦ト云フモノハ割合ニ金ガ掛ルノデアリマス、併シ第二回目ノ軍艦ハモウ少シ廉ク出來ル、又第三回ハ尙ホ一層廉ク出來ル、斯ウ云フヤウナコトニナテ居リマス、全體ヲ通ジマス、ソレレ一ツノ注文デアリマス、或ハ高クナリマシタリ、或ハ廉クナリマシタリ致シマセウケレドモ、全體ヲ通ジテ申シマス、何隻ノ軍艦ガ幾ラ出來ル、何門ノ大砲ガ幾ラ出來ル、即チ經費課目ノ豫算ヲ以テマシテ別ニ差支ナク運用出來ルコト云フコトニナリマシマス、其ヤリ方ハ數年來御承知ノ通りヤリ方デアリマス

○福永吉之助君 今軍艦ノ製造ニ付テドウ云フコトデアリマシタガ、寧ろ私ハ大砲ナリ、鋼鐵板ナリ、或モノニ付イテ例ヲ引ク方ガ事ガ分リ易イト考ヘマシテ實ハ御尋ネシタノデアリマス、今軍艦ノ例ニ付テノ御話デアリマスガ、ソレハ大砲ニシテモ同ジコトデアラウト考ヘマス、テアルカラ大砲ヲ注文スル、大砲ヲ注文シテ、ソレガ試射ノ結果マルデ不合格ニナク、不合格ニナク場合ニ於テハ二十萬圓デア大砲ガ一門ナラニ二十萬圓ノ缺損ト云フモノヲドウ云フヤウナ方法ニ依テ御立テニナルカ、サウシテ其大砲ハドウシテモ軍艦ヘ備ヘ付ケナケレバナラヌ、大砲ガ無クナラバ其大砲ハ是非トモ造ラナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナル、其時ノ取扱振りハドウ云フ風ニナテ居ルカ、斯ウ云フコトヲ御尋ネスル

○政府委員(久野工君) 大砲ノ例ヘハ十門ヲ造ルト致シマス、其十門全體ニ對シテドレダケノ、例ヘバ「インゴット」ノ見損ヒガアル、或ハ削リ損ヒガアルト云フコトハ初メカラ勘定ニ八レテ、十門全體ニ對シテ、假リ二百五十萬圓ナラ百五十萬圓掛ルト、斯ウ云フ豫算ヲ取テ、假リニ之ヲ平均一門ニ割リ付ケマス、十五萬圓ニナル、其場合ニ第一番ノ

鐵砲注文、其一回ノコトヲ申シマス、或ハ十五萬圓デアリマセヌノデ、從ッテ二十萬圓掛ツカモ知レマセヌ、併ナガラ第二門、第三門トナリマス、或場合ニ之ガ十三萬圓デア出來ル、又十二萬圓デア出來ルト云フヤウナコトニナル、即チ十門一ツノ經費課目大砲デアリマス、云フコト、前申上ゲマシタ百五十萬圓ナラ百五十萬圓デア出來ル、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、是ハモウ事業上ニハ慣習ヤッテ居ルノデアリマス、唯一門ノ鐵砲ヲ甲ノ課目デアリマス、若シ場所ハ兔モ角、事實上ニハ差異ハナイノデアリマス

○福永吉之助君 大砲豫算ヲ立テラレル場合ニ於テ例ヘバ十門大砲ヲ立テル、實際ニ於テ平均スレバ十五萬圓シカ掛ラナイ、然ルニモ拘ラズ二十萬圓ノ豫算ヲ立テル、缺損ヲ見込シテ二十萬圓ノ豫算ヲ立テル、斯ウ云フ御趣意デアリマス、ドウデアリマス、チヨット其點ヲ御伺ヒシタイ

○政府委員(久野工君) サウ云フ意味デアリマス、又、事業上ヤリ損ヒガアルト云フコトハ免レヌコトデアリマス、其ヤリ損ヒハ自カラ見込シテ置カケレバナラヌ、インゴットノ見損ヒ、削リ損ヒト云フコトガアルカ、ソレハ初メカラ、豫算ヲ貫フ時カラ見込シテ置カケレバナラヌ、第一門ニ付テ見損ヒガアルカラ第一門ダケニ付テハ澤山掛リマスガ、併ナガラ第二門カラハ何等失策ナクヤリマスニ依テ、第一門ト第二門ト平均イタシマシタラ即チソレガ單價トナリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ドウデアリマス、此際皆サンニ御諮リ致シマスガ、モウ十二時ニモナリマシタカラ、今日ハ是デ止メマス、或ハ午後引續イテヤリマス、御都合ニ依テ又明日ナリ改メテ會ヲ開クコトニ致シテハドウデアリマス

○子爵稻垣太祥君 マダ参考書モ熟讀ヲ致シテ居リマセヌデ、成ルベクハ明日間ヲ置イテ明後日御開キニナリマシテハ皆サンノ御都合ハ如何デアリマス

○福永吉之助君 私ハ其ノ方ガ宜シウゴザイマス

○男爵外松孫太郎君 異議ハゴザイマセヌ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ドウデアセウ、大分委員會ヲ開イテ貴ヒタイト云フコトデアリマス、明日開イテハドウデアリマス、今晚一晩バカリデ大抵御讀ミニナルニハ不都合ハナカラウト思ヒマス

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵川村 鐵太郎君
副委員長 子爵稻垣 太祥君
委員

石塚 英藏君
男爵外松 孫太郎君
石黒 五十二君
福永 吉之助君

政府委員

大藏書記官 河田 烈君
海軍主計大監 久野 工君

大正八年二月十八日印刷

大正八年二月十九日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局